

○議長（茅沼隆文）

日程第5 議案第1号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が事業所所在地の市町村に移譲されたことから、町条例においても指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるため、開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第1号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて。

開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例について御説明させていただきます。

提案理由にございますように、いわゆる地域医療介護総合確保法によりまして、介護保険法の一部が改正され、これまで都道府県及び政令市、中核市の条例で定められておりました、居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を一般市町村の条例で定め、権限移譲されたことにより、事業者の指定を行うこととされました。

この条例の制定にあたりましては、国の基準であります指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準をもとに制定をいたしましたものでございます。

1ページをお開きください。

開成町条例第 号。開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、目次でございます。

第1章、総則。第2章、基本方針。第3章、人員に関する基準。第4章、運営に関する基準。第5章、基準該当居宅介護支援。第6章、雑則までの全34条及び附則からなるものでございます。

第1章、総則、第1条、趣旨でございます。

この条例は、介護保険法の各条の規定に基づきまして、指定居宅介護支援事業者等の指定、事業に係る人員及び運営等に関する基準を定めるものとしております。

なお、居宅支援介護と申しますのは、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーによる介護サービス計画、ケアプランの作成ですとか、サービス事業者との連絡調整、あるいは介護施設等の紹介、調整にあたる業務を指します。

第2条は定義でございます。

この条例における、各用語の意義を規定しているものでございます。

次のページをご覧ください。

第3条、指定居宅介護支援事業者の資格でございます。

この事業者は法人とし、開成町暴力団排除条例該当するものを除くものとさせていただきます。

次に、第2章、基本方針でございます。

第4条の基本方針では、指定居宅介護支援の事業に係る基本方針を規定し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われること、また、事業の運営にあたっては、市町村や包括支援センター、介護保険施設などの連携に係る努力規定などを規定しているものでございます。

3ページをご覧ください。

第3章、人員に関する基準でございます。

第5条の従業者の員数では、指定に係る事業所ごとに利用者35人に対して、一人以上の常勤の介護支援専門員を置くことを規定いたしております。

次の第6条は、管理者に関する基準でございます。

指定事業所ごとに常勤の管理者を置くこと、また、その管理者は主任介護支援専門員でなければならないことと規定しているものでございます。

次の第4章は、運営に関する基準でございます。

第7条、内容、手続の説明及び同意で、事業者はサービス提供の開始に際して、利用申込者または、その家族に対して重要事項説明書を交付し、同意を得ることを規定いたします。

4ページをご覧いただきまして、第3項では、利用者が病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先の伝達を利用者に求める規定でございます。

次の第4項から第8項については、利用者に対する重要事項の説明書の電磁的方法による交付を規定している部分でございます。

5ページをご覧いただきたいと思っております。

真ん中の第8条、提供拒否の禁止は正当な理由なく指定居宅介護支援の提供拒否を禁止する条項でございます。第9条、サービス提供困難時の対応ですが、サービス提供が困難となった場合に、他の事業者の紹介、その他必要な措置を講じることを規定

しております。

第10条、受給資格等の確認は、利用申込者の被保険者資格、要介護認定の有無、有効期間を確認することの規定でございます。

6ページをご覧ください。

第11条でございます。要介護認定の申請に係る援助規定です。要介護認定申請にあたりましては、申込者の意志を踏まえて必要な協力や援助を行うことを規定しているものでございます。

第12条、身分を証する書類の携行でございます。事業者の身分証の携行と掲示についての規定となります。

第13条は利用料等の受領に関して規定している部分でございます。

第1項では、利用者からの利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に不合理な差額が生じないようにすることを規定しています。

第2項では、事業の実施地域以外を訪問する場合も交通費事業費の規定を。

次の第3項では、第2項の実施地域以外の支援提供にあたりまして、あらかじめ同意を得ることを規定しております。

第14条でございますが、こちら、第13条の利用料の支払いを受けた場合、その額を記載した証明書を交付することの規定でございます。

7ページをご覧ください。

第15条でございます。指定居宅介護支援の基本取扱方針として、要介護状態の軽減、または悪化の防止に資するよう行うとともに、利用サービス等の連携に十分配慮すること、利用者自ら支援の評価を行い、改善することを規定しております。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針です。主な点を御説明させていただきます。

まず、第1号では、管理者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。第3号以降は、主に居宅サービス計画の策定と利用者等への交付、関係機関への提供に係る留意事項を規定しているものでございます。

8ページ、9ページでございますが、第9号また第16号では、サービス担当者会議について規定をしている部分でございます。

ちょっととびまして、10ページをご覧いただきたいと思います。

第22号になります。第22号では計画を策定した際に策定した計画を主治医に公布することを規定しております。

一番下の第25号になります。サービス計画に福祉用具の貸与を位置づける場合の理由記載等の規定となっております。

11ページをご覧いただきまして、第28号では、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合の介護予防支援事業者との情報連携を規定している部分でございます。

一番下の第17条になります。第17条は法定代理受領サービスに係る報告でございます。町に対して、サービス計画に位置付けたサービスのうち、法定代理受領サー

ビスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書の提出を規定しております。

なお、法定代理受領サービスと申しますのは、介護サービスの場合は1割、もしくは2割を本人負担、8割、9割が市町村、もしくは国保連から支払われるわけですが、それを利用者を通さず、直接、事業者へ支払えるという仕組みを代理受領サービスと言っております。

12ページをご覧ください。

12ページの第18条は利用者が他の事業者の利用を希望する場合に、利用者に対し居宅サービス計画及び実施状況に関する書類を交付することを規定しております。

第19条は、利用者に関する情報への通知条項となっております。

次の第20条は、管理者の責務についてであります。管理者が従業者の管理、利用の調整、業務の把握等を一元的に行うことを規定しております。また、次の第2項では、そのために必要な指揮命令を行うことを規定しているものでございます。

13ページをご覧ください。

第21条は、事業運営についての重要事項に関する規定を定めております。

次の第22条は、勤務体制の確保です。

従業者の勤務体制を定めるほか介護支援専門員の研修について規定しております。

第23条は設備及び備品の整備についての規定。

次の第24条は、従業者の健康管理についての規定でございます。

次の第25条は重要事項の掲示についての規定でございます。

14ページをご覧ください。

第26条でございます。秘密漏えいの禁止条項と個人情報の取り扱いについて規定しているものでございます。

第27条は、誇大広告等の禁止条項となります。

第28条は特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用するなどの指示を行わないことの規定となっております。

第29条は苦情処理についてでございます。苦情に対しては迅速かつ適切に対応をするほか、その内容等の記録や改善及び町等への報告等について規定しております。

15ページをご覧いただき、第30条でございます。

事故発生時の対応です。事故が発生した場合の連絡や必要な措置を講じること。記録や損害賠償について規定をしております。

16ページをご覧ください。

第31条、会計の区分では、各事業所ごとの経理区分を行うとともに、指定居宅介護支援の事業会計とその他の事業との会計を区分すること。

次の第32条では諸記録の整備について規定しております。

次に第5章、基準該当居宅介護支援でございます。

この基準該当でございますが、介護保険制度におきましては、介護保険サービスを提供するための指定要件の一部を満たさない事業者でありましても、多様な事業主体の参入を促す観点からサービス提供の実体があり、一定水準を満たすサービス提供を

行う事業者については、町の判断によりそのサービスを保険給付の対象とすることができます。

これらのサービスを基準該当と申しまして、基準該当居宅サービス、基準該当、介護予防サービス、基準該当居宅介護支援の三つがございます。そのうち、基準該当居宅介護支援について、基準を準用する規定となっております。

17ページをご覧くださいまして、第6章、雑則です。

第34条において、その他必要な事項を町長の定めとするものでございます。

附則になります。第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

第2条は経過措置で、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員、第6条第2項では主任介護支援専門員を置くとなっていました。この期間は介護支援専門員を管理者とすることができる規定となっております。

第3条は開成町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を本条例の制定に伴い、改正するものでございます。

改正内容ですが、第14条のサービス担当者会議の規定におきまして、改正前は国の基準を引用しておりましたが、本条例の制定によりそちらの規定を引用するように改正をいたしました。

第93条においても同様に、これまで県条例の引用でございましたが、それを本条例の規定引用するように改正をいたしましたものでございます。

御説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

和田議員。

○8番（和田繁雄）

すみません、一つ質問をさせていただきます。

6ページに居宅介護サービス計画書、それと実際に利用者から支払われる利用料不合理的な差額が生じないようにすると、これは不合理というのはどういう基準で決めるのか。何か公平な判定をする機関があるのか。その辺をちょっと教えてください。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

特にこういう場合が不合理というような基準があるわけではございませんけれども、各指定者が、この場合は町になるわけですが、随時サービス事業所へ出向いて、監査指導を行います。その際に、あまりにも常識とかけ離れたような差が出た場合には指摘を行うと。それに対して、事業者からの回答を求め、こちらでもその状況を見て、また指導を行うという、そういう仕組みになってございますので、そのように御

理解をいただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

5ページの第8条、指定居宅介護支援事業者は正当な理由なくして、居宅介護支援の提供を拒んではならないということで、正当な理由なくということで、想像するに道徳的、モラル的な部分が大半を占めるのではないかなと想像をするわけですが、それ以外に例えば重複してはならないような支援事業云々とかいうようなもので、今現在、正当な理由なくということろ中で想像ができる事柄がございましたら、具体的に御説明願えればと存じます。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

ケアプラン作成に限らず、介護保険事業の場合に正当な理由なくサービスを断るということはしてはならないというのは、例えば、介護保険施設の中でもあります。実際に私どもが正当な理由なく断ったという事例は私も3年いる中で、聞いてはおりません。

ただ、今、議員が言われたようにあまりにも個別の状況が悪いとか、ほかの利用者に迷惑がかかる。あるいはこの場合はケアプランですから、ほかの事業に直接影響を与えるものに関しては、それはお断りができるのではないかとということで、単純に費用が払えないとか、そういうものでこのサービス提供を拒むということは、それは避けなければいけないのではないかとってはございます。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

今の御質問ですけれども、この条例の中の第5条の中でも利用者の数が35人という規程をさせていただいております。介護報酬の中では、40人を超えると減算というような介護方針を組み立てることになっておりますので、居宅介護支援専門員が40人を受け持ってなおかつそれ以上のプランを立てるというのは物理的にもかなり厳しいものというところで捉えておりますので、そういった関係で実際に受け持っている人たちの数がある程度マックスまでいったときに、それ以上を受け入れることはできないということで、そういう面も正当な理由というような意味合いで解釈をしております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑は。

井上議員。

○ 9 番（井上三史）

9 番、井上三史です。同じ 5 ページの次の第 9 条において質問をさせていただきます。

サービスの提供が困難時の対応ですけれども、指定居宅介護支援事業者の困難を認めるときには、最後の行の他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないとなっておりますけれども、現在、町内には指定居宅介護支援事業者というのはいくつぐらい存在しているのでしょうか。

○ 議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○ 保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

他の訪問介護をいろいろな事業等をあわせている事業所もございますが、町内では 6 カ所ございます。

○ 議長（茅沼隆文）

井上議員。

○ 9 番（井上三史）

例えば、6 カ所の中でお互い融通し合いながらということになりますけれども、それぞれが困難を抱えていて、対応が不可能になった場合は町外にも対応を求めることは可能なのでしょうか。

○ 議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○ 保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

町内のケアマネ事業所へ対応ができない場合、それは外のケアマネ事業所へお願いをすることは可能ですけれども、あくまでのこの条例の中は町内で本部を持っているケアマネ事業所を規定しているものですから、ほかに頼まれた場合はそちらの所管の市町村の範疇になるということだけは御理解をいただきたいと。

○ 議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございますか。

1 番、佐々木議員。

○ 1 番（佐々木昇）

1 番、佐々木昇です。一つだけ確認をさせてください。

国の基準をもとにつくられたということですがけれども、特に独自の基準的なものはないという理解でよろしいでしょうか。

○ 議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○ 保険健康課長（亀井知之）

特に大きな変更点はございますが、ここには直接出ておりませんが、記録の保存についてはどこの市町村も大体5年にするというので、国では恐らく3年だと思えますけれども、それを5年に延長するというはどこの市町村でも伺って、開成町の場合でも行っていることになります。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

すみません、もう一つございまして、第3条のところでは暴力団の排除というところを規定させていただいております。これは他の地域密着型サービスと同じようにこの項目は町が独自入れさせていただいているものがございます。

ですので、さっきの記録の関係とこちらの暴力団の排除というところでは、町独自で入れさせていただいております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに。

6番、菊川議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。今回、基準を定めた条例というのができるわけですが、相対的なところで一つお伺いしたいと思います。

地域密着型のときもそうなんですが、今回、この条例を定めて、それぞれの事業所にこれを適合していただくような形になるのですが、町としてこの条例を重視しているかどうかということの把握はする必要はあろうかなと思うのですが、その遵守状況の把握はどういう頻度されたということがちょっと気になりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

先程の御質問にもございましたけれども、町が指定権限を持っているということで、実際の感覚は2、3年に1回になるかと思えますけれども、実際に担当者が事業所に出向きまして、具体的な基準に沿っているかどうかの確認はさせていただき、その上で指導を行い、向こうからの報告をいただくという、そういうことは行っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

そうしますと、報告義務というのは毎年、事業者から町に報告はされるということでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

今の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、市町村が権限を委譲されたというところで、市町村の責務というところではかなりウエートが占められると捉えてございます。

この条例を制定するにあたって、やはり事業者がきちんこの基準を順守しているかどうかというところを市町村が保険者として、しっかり見ていかなければならないというところで、ほかの地域密着型サービスと同じように定期的に指導というような形でその実態、職員の勤務体制であったり、事業事項を掲示したりという、そういう一つ一つの観点を定期的に指導のような形で、事業者に行って聞き取り調査を行った上でそれがきちんと順守されているかどうかというところで判断していきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はありますか。

7番、下山議員。

○7番（下山千津子）

14ページですが、苦情処理の第29条の中で、2番で指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならないとうたっておりますが、苦情があった場合はこの点の御指導はどのようにされておりますのか、お聞きいたします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

苦情の内容の記録につきましては、苦情内容についてはしっかりと記録をした上で当該事業者で基本的には処理するというのが基本になるわけですが、場合によりましては、市町村へその苦情が回ってくる場合があります。事業所ではなくて、直接、市町村に苦情が来る場合もあります。

ですから、様々な形でいろいろ情報があるわけございますので、ここで規定しているものにつきましては、事業者にあるものについてはしっかりと記録をした上で対応をしますということになります。例えば、市町村、町に来たものについては事実確認等を行った上でその辺についての対応を求めるといような、両方向からの対応はさせていただきますというところでございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございませんか。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

この度の条例の内容の提案については、理解しているところなんです、これだけ

のものの条例を今後、遵守していく。また、監視していく中で、大変、業務量の部分でいうと、大変ではないのかなと感じているんですよ。職員の方々がなかなか調査権もない中で、これが事後対応によるチェックではいけないと思うのですよ。普段から監視勧告をしていく中で、より良いサービスの提供が確立をしていかなければこれは条例にする意味もないというか、逆に以前よりも悪くなっていくようなことはあってはいけないので、実際問題、条例を制定して運営をしていく中で、職員の対応、今後、いろんな人事案件で出てくると思うのですけれども、今の状況の中でやるとなると、限界にも来ているのかなというのがちょっと、見えますので、そこら辺の職員の対応がどのような形になっているのか。保健福祉部に聞くのか人事に聞くのか、あれなんですよけれども、対応。また、他の課との連携、そこら辺もちゃんとされているのかどうか。例えば、第27条の広告という一文を見ると、保険健康課で広告の内容を常に把握しているのかという、これはちょっと仕事以外のかなとなると、逆に言えば街づくり推進課で広告との一帯の中で、そこら辺を監視監督するというのも考えられると思うんですよ。それをこの条例は保険健康課の問題だからということで、そこで管理監督をなさいよというのであれば、これはまた、荷が重いと思うので、この辺が行政全体の中で、どのような役割の中で、この条例を充実させていくのかというのがちょっと危惧するところがありますので、今後の課題にもなると思うのですけれども、どのように考えられているのか、答弁よろしくをお願いします。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、かなり専門性が問われるようになってくるというところで、その辺は職員に負担がかかっていくというところはやはり感じております。

今、地域密着型を町が定めて、それを定期指導というような形で事業者に出向いて行って、その状況の確認をさせていただいておりますけれども、一応、事務的な部分は職員体制であったりということで、事務職とあとは、ケアプランを忠実に守っているかどうかというところの下の専門的な部分も見るとということで、事務職と保健師が一緒になって事業者に出向いて行って、聞き取りをしているというところがございます。

今回、この居宅介護支援事業所の指導監督というところも、そういう意味ではやはり保健師だけではだめですし、事務職だけでも事務職だけでもちょっとなかなか厳しいところがあるというところで、やはり二人がペアになっていって、状況を確認するようになっていくと感じております。

ですので、今以上に事業所に行って聞き取りをするという回数が増えていくと想定はできますので、その辺も含めて今後の課題というところで、全体的な職員の配置等も照らし合わせながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

8番、和田でございます。

○8番（和田繁雄）

8番、和田でございます。

先程の質問の関連なんですが、苦情処理のところでは当該苦情の内容等を記録とありますけれども、苦情の定義というのは正確にしておかないと例えば、要望なのか、苦情なのか、大変微妙な問題が含むと思うのですが、その辺はどこからの範囲を苦情と捉えるのでしょうか。そこをお答えいただきたいと思うのですが。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えさせていただきます。

私どもが指導をしている範囲内では、特にこれが苦情であり、これが要望であるというような区分けはしておりません。利用者からの御要望等を含めて、意見等はしっかりと記録をして、その中で対応するようという指導をさせていただいたところでございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかによろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑を打ちきり、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、討論もないようですので、採決を行います。

議案第1号 開成町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。